

令和6年度第2回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和6年10月17日（木）

10:00～11:30

方法：Zoom

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

3 議題等

- (1) 子育て支援パスポート事業について
- (2) 放課後児童クラブに係る調査事業について
- (3) 子育てファミリー応援事業について
- (4) こども医療費支給事業対象拡大に伴う子育て支援の充実について
- (5) 保育の公定価格について
- (6) その他

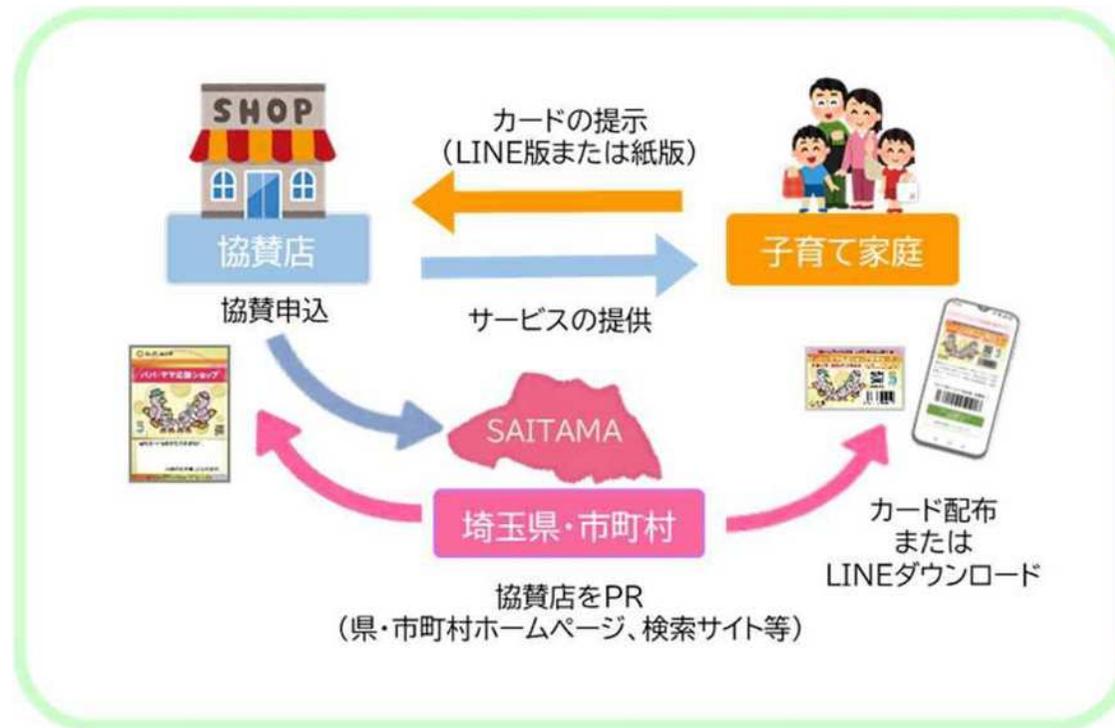
4 閉会

※ 議題（3）（6） 資料なし

パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ」とは、18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもまたは妊娠中のかたがいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度。

協賛店舗の例：飲食店、薬局、コンビニエンスストア、塾 等



協賛店等の状況

協賛店舗数等

22,323
(令和6年8月末)

協賛の理由

子育て世帯の集客
60.9%
子育ての応援
55.9%

協賛の効果

お客様から好評の声
46.4%
イメージアップ
25.8%

出典：令和5年度パパ・ママ応援ショップ協賛店に対する調査

市町村の方をお願いしたいこと

- ・ パパ・ママ応援ショップ事業の広報等、協賛店舗開拓に御協力いただきたい。

子育て支援パスポート事業について②

パパ・ママ応援ショップ優待カード（紙カード）の切り替えについて

紙の「パパ・ママ応援ショップ優待カード」については、令和7年3月末で有効期限を迎える。

※LINE版「パパ・ママ応援ショップ優待カード」については、これまでどおり使用可。

については、令和7年4月からの優待カード切り替えのタイミングにあわせて、運用を一部変更予定。



旧カード



旧チラシ(表)



旧チラシ(裏)

○運用の変更点について

①紙カードの切り替えについて

- ・3年ごとに新デザインに切り替え
(旧デザインは使用不可)



- ・定期的な切り替えは行わない

②紙カードの配布について

- ・希望される方に配布



- ・LINE版カードを利用できない方にのみ配布
例：スマートフォンを所持していない方、
LINEを利用したくない方

市町村の方をお願いしたいこと

- ・紙カードについては、上記②を満たす方にのみ配布することを徹底していただきたい。
- ・定期的な配布枚数調査にご協力いただきたい。（配布枚数の管理をお願いしたい。）
- ・新たに作成予定の「パパ・ママ応援ショップのPRチラシ」について、窓口での配布をお願いしたい。

子育て支援パスポート事業について③

赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称。県では、多様な事業者等の協力の下、広く県内に「赤ちゃんの駅」の登録を進め、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めている。

対象施設

埼玉県内に存するスーパーマーケット、デパートや病院など、不特定多数の人が利用できる施設

登録条件

以下のいずれか一つ、または両方ができる場所を有する施設であり、希望する子育て家族が無料で利用が可能であること。

- ・おむつ替え（ベビーベッド等、おむつ替えができる設備を有していること）
- ・授乳（カーテンやついたてなどで仕切られ、プライバシーの確保に配慮がなされていること）



市町村の方をお願いしたいこと

- ・ 庁内に赤ちゃんの駅に登録可能な施設がある場合には、登録手続きをお願いしたい。

こ支援第446ー1号
令和6年9月18日

各市町村長 様
(放課後児童クラブ主管課長扱い)

埼玉県福祉部長
(公印省略)

「放課後と夏休み等の過ごししかた調査」の実施について (依頼)

本県の保育行政の推進につきましては、平素格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度県では標記の件について、県内公立小学校に通う1年生及び4年生の児童の保護者全員を対象に調査を実施することとしました。

御多忙のところとは存じますが、下記のとおり貴市町村立小学校に通う1年生及び4年生の児童の保護者全員への周知をお願いします。

記

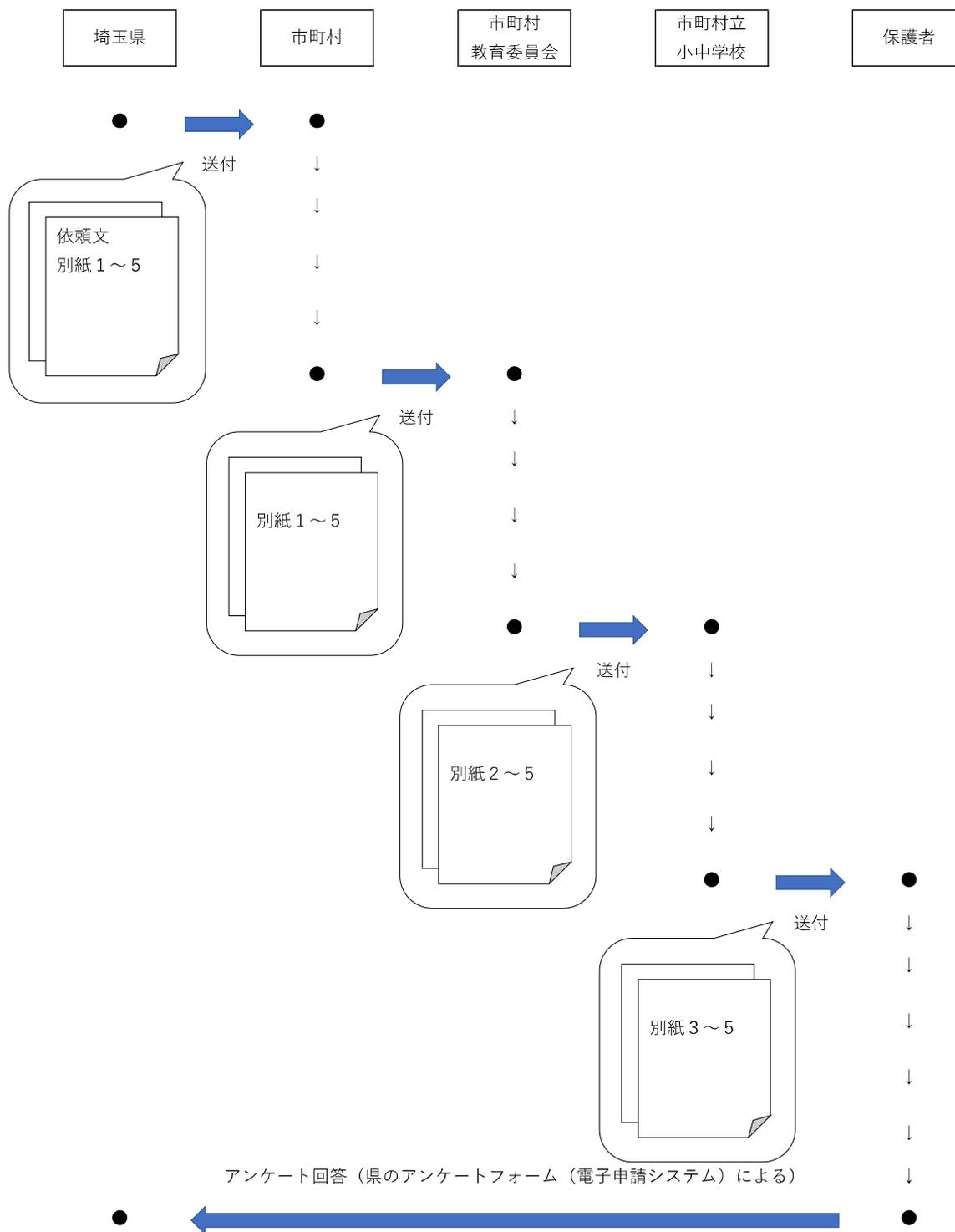
- 1 調査名称 放課後と夏休み等の過ごししかた調査
- 2 調査目的 県内の公立小学校に通う児童の放課後や夏休み等の過ごししかたの現状やニーズを把握・分析し、県や市町村における今後の児童福祉行政の一層の推進に役立てる
- 3 調査対象 県内公立小学校に通う1年生及び4年生の児童の保護者
- 4 調査期間 令和6年10月15日(火)まで
- 5 回答方法 インターネットによる
- 6 送付文書
 - (1) 各教育委員会教育長あて依頼文書 … 別紙1
 - (2) 各公立小学校長あて依頼文書 … 別紙2
 - (3) 保護者あて依頼文 … 別紙3・4
 - (4) 保護者向け調査チラシ … 別紙5
- 7 その他
 - (1) 本調査はインターネットを利用した調査です。保護者へは可能な限り電子メー

ル等により周知をお願いします。

- (2) 本調査については、無記名で行われるものであり、回答者個人が特定されることは一切ありません。
- (3) 本調査の結果については、法令に基づき適正に管理します。
- (4) 本調査の結果については、調査目的の範囲において、市町村や大学、研究機関等に結果を提供する場合があります。なお、放課後児童クラブに関する回答内容については各放課後児童クラブには結果を提供することはできません。
- (5) 本調査に関する各市町村教育委員会へは以下の協議会にて協力依頼をさせていただいていることを申し添えます。
 - 令和6年7月5日 埼玉県都市教育長協議会（令和6年度第1回協議会）
 - 令和6年7月3日 埼玉県町村教育長会（令和6年度第1回協議会）
- (6) 本調査は児童の現状を把握する上で重要な調査であり、多くの方に御回答いただく必要があります。ついては、回答状況によっては改めて回答への協力をお願いをさせていただく予定ですので予め御承知おきください。
- (7) 不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

担 当：福祉部こども支援課 新田・山本 電 話：048-830-3322 E-mail：a3330-05@pref.saitama.lg.jp

(参考) 調査の流れ



小1・小4 対象



放課後と夏休み等の 過ごししかた調査



埼玉県では県内公立小学校に通う1年生・4年生の保護者を対象にこどもたちの放課後と夏休み等の過ごししかたについて調査をします。下記の二次元コードを読み込んで回答をお願いします。

調査期間

令和 6年 10月 15日(火) まで

回答方法

右の二次元コードまたはURLから回答をお願いします



(URL)

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80079

※本調査は、県内の公立小学校に通う児童の放課後や夏休み等の過ごししかたの現状やニーズを把握・分析し、県や市町村における今後の児童福祉行政の一層の推進に役立てることを目的に実施するものです。
※本調査は、無記名で行われるものであり、回答者個人が特定されることは一切ありません。
※本調査の結果は、調査目的の範囲において、市町村や大学、研究機関等に結果を提供する場合があります。
なお、放課後児童クラブに関する回答内容については各放課後児童クラブには結果を提供することはありません。

問い合わせ先

埼玉県庁福祉部こども支援課
電話：048-830-3322埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

拡
充

放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）＞

令和6年度予算案 11億円の内数（10億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

1 **対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童

2 **職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。

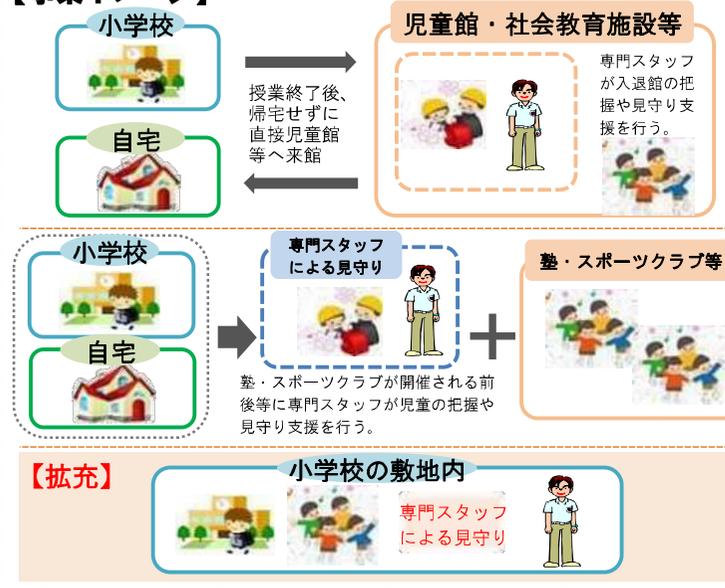
3 **開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上

4 **実施場所**：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。

5 対象事業の要件

- (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
- (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
- (3) 学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】
- (4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額（案）】 ①運営費：1,086千円 ②環境整備のための設備費等：500千円

こども医療支給事業対象拡大に伴う子育て支援の充実

国保医療課

事業概要

県から市町村へのこども医療費助成の拡充

- 各市町村が実施したこどもへの医療費助成に対して、県から市町村へ補助金を交付する。(市町村1/2※、県1/2)
 ※ 財政力指数1を超える市町村の補助率は1/2未満、さいたま市除く



新規・拡充内容

区分	補助対象<~R5>
通院	就学前児童
入院	就学前児童
所得制限	あり

対象年齢拡大

 所得制限撤廃

区分	補助対象<R6~>
通院	小学校3年生まで
入院	中学校3年生まで
所得制限	なし

市町村による子育て支援の充実（県助成事業の前提）



- 【3つの基準】
- ①新規・拡充事業
 - ②任意事業
 - ③継続的な事業

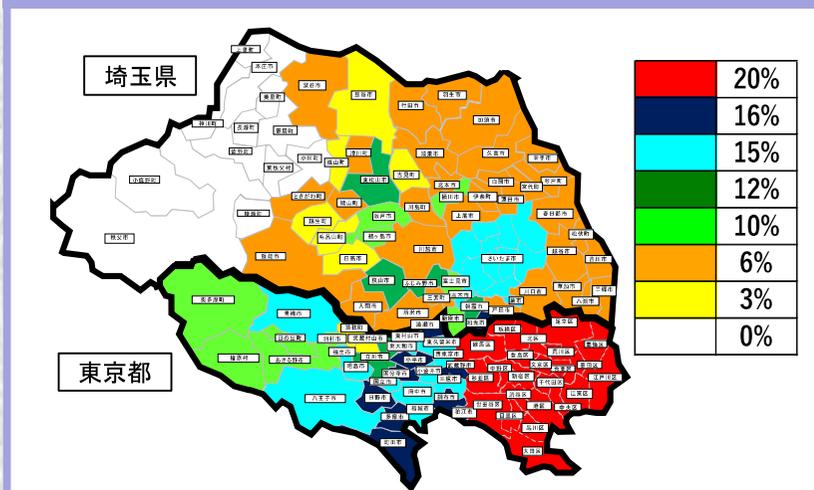
推奨事業 (R6.5調査)	市町村数	推奨事業 (R6.5調査)	市町村数
医療費助成の対象拡大	28	子育てファミリー応援事業の実施	6
産後ケア事業の実施	9	放課後児童クラブの充実	14
産婦健康診査事業の充実	2	医療的ケア児保育支援事業の実施	5
乳児家庭全戸訪問事業の充実	1	ジュニア・アスポート事業の実施	1
こども家庭センターの設置	10	女性相談支援員配置	1
子育て世帯訪問支援事業の実施	8		

今後の予定

- 令和7年2月：令和7年度こども医療費支給事業に係る市町村事業実施予定照会発出（3月回答期限予定）
- 令和7年4月：令和6年度こども医療費支給事業に係る市町村事業実績回答提出期限（別途提出依頼予定）

今後の保育の公定価格における地域区分見直しへの対応

現行の保育の公定価格の地域区分

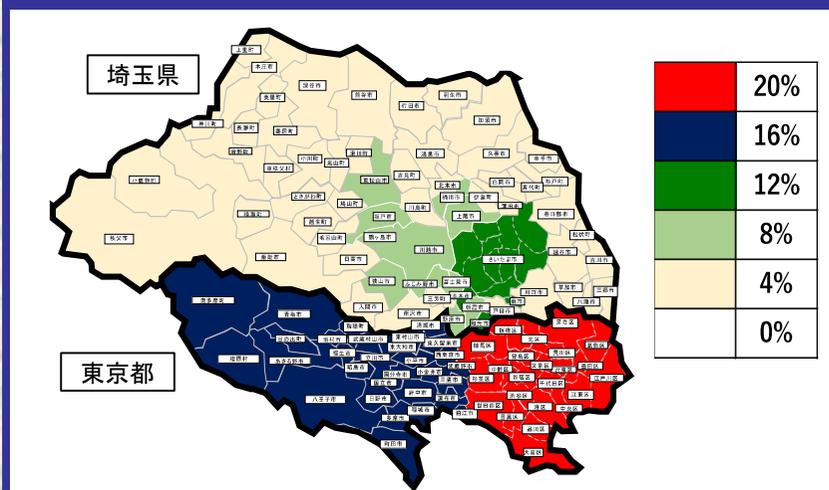


埼玉県（6%地域） 年間運営費収入（90人定員で試算）10,894万円/年

都県境で 年間972万円の差！

東京23区（20%地域） 年間運営費収入（90人定員で試算）11,866万円/年

R6人事院勧告の地域手当の級地区分が適用されたと仮定



埼玉県（4%地域） 年間運営費収入（90人定員で試算）10,755万円/年

都県境で 年間1,111万円の差！

東京23区（20%地域） 年間運営費収入（90人定員で試算）11,866万円/年

さらに139万円拡大

今後も地域区分及び公定価格の格差解消に向けて、国に強く働き掛けていく

令和6年9月24日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 孤独・孤立対策)

埼玉県知事 大野 元裕

保育の公定価格における地域区分及び支給割合の見直しに係る要望

埼玉県における福祉行政の推進につきまして、日頃より格段の御指導及び御協力を賜り深くお礼申し上げます。

埼玉県では、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて待機児童対策に取り組んでおり、保育士の確保が喫緊の課題となっておりますが、保育士給与の原資となる公定価格が低く設定されているため、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしております。

そこで、保育の公定価格における地域区分及び支給割合が、実際の経済的状況や地域情勢を適切に反映していないとして、その見直しを何度も要望しておりますが、未だ是正されておられません。

先月に発表された令和6年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の大きくくり化や級地区分等の見直しがあり、埼玉県においては原則5級地(4%)と示されたところです。

これまで国は、保育士の給与の原資となる保育の公定価格における地域区分及び支給割合について、人事院勧告に準拠して定めておりました。

今後、保育の公定価格における地域区分及び支給割合が、これまでと同様、国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合に準拠して設定された場合、埼玉県の多くの市町村の公定価格が引き下げられる一方で、東京都の公定価格は、23区では変更はなく、23区を除いた地域は全体的に引き上げられることとなります。

この場合、東京都の23区に隣接する県南部の自治体との差がますます拡大するだけでなく、23区を除いた地域に隣接する県内自治体との間においても、これまで以上に差が拡大又は支給割合が逆転することになってしまいます。

このような対応がなされる場合、保育行政の後退であり、政府の「こどもまんなか社会」の実現が有名無実なものになると言わざるを得ません。

つきましては、保育人材の確保に更なる支障が生じないよう、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

保育の公定価格における地域区分及び支給割合の設定に当たっては、隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合だけでなく、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準以上とすること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、公示価格を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

内閣府特命担当大臣

加藤 鮎子 様

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 孤独・孤立対策)

保育の公定価格における
地域区分及び支給割合の見直しに関する要望

令和6年9月24日

埼玉県市長会

子ども・子育て支援法に基づく保育の公定価格における地域区分については、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の算定に用いられ、保育所等の人件費などに反映され、運営に大きな影響を与えます。

この地域区分は、「国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠する」と規定されておりますが、令和6年人事院勧告に基づく地域区分及び支給割合に準拠した場合、特に東京都と隣接する県南部の市では、これまで以上に格差が広がることとなり、安定的な人材の確保や継続的な市民サービスの提供に支障をきたす懸念がございます。

こうしたことから、保育士の人材確保及び処遇改善をはじめとした適切な保育所等の運営のため、下記の事項について要望いたします。

記

保育の公定価格の地域区分及び支給割合について、隣接地域との格差が最小限になるよう地域の実情に合わせた見直しを行うこと。

令和6年9月24日

埼玉州市長会 会長 富岡 勝則